

## 車いすの貸し出し

原則1ヶ月を貸出期間として、車いす（自走（自操）用・介助用）の貸し出しを行っています。（30台弱。一部は緑区福祉事務所（緑区役所内）に設置）

お貸しするのは、企業、団体、個人の方などから寄贈を受けた大切な緑区共有の財産です。

緑区内にお住まいの方や区内の学校などで外出の際、車いす購入までのつなぎとして、また、体験講座等にご利用いただけます。（介護保険の認定や障害者手帳の有無は関係なくご利用いただけます）

ご利用希望の方は、事前に貸し出し状況等の確認連絡の上（お電話などで結構です）、申込書に必要事項を記入し、ご持参ください。

### 【車いすの利用にあたって（PDF）】

※上記内容にご了承いただいた上でお申し込みください

### 【車いす利用申込書（PDF）】

※申込書は直接事務所までご提出ください

※申込書は窓口にも用意してあります

